

## 構造改革特別区域計画

### 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

泉佐野市

### 2. 構造改革特別区域の名称

すくすく・すこやか泉佐野給食特区

### 3. 構造改革特別区域の範囲

泉佐野市の全域

### 4. 構造改革特別区域の特性

泉佐野市は、大阪市と和歌山市のほぼ中間に位置し、背後には一部が金剛生駒紀泉国定公園に指定された和泉山脈を擁し、美しい山河、緑あふれる恵まれた自然環境にある。さらに古い歴史と文化を誇りとする恵まれた立地条件を保持し、商・工・農・漁業がそれぞれバランスよく栄えてきたが、関西国際空港の開港などに伴う人口の増加とともに、商業・サービス業が盛んになっている。

面積は約55.03km<sup>2</sup>、人口は約103,000人、世帯数約43,000世帯のまちである。気候は、瀬戸内式気候に属しており、温暖で比較的少ない降水量となっている。

交通面では、南海本線とJR阪和線が平行して南北に走っており、大阪都心部まで約30分という立地条件である。平成6年9月には関西国際空港の開港にともない、南海・JRともに空港線が新設され、関西空港駅へとつながっている。また、阪和自動車道や阪神高速湾岸線も整備され、自動車によるアクセスもますます便利になっている。

これらの利点により、本市では急速な住宅開発、都市化が進んでおり、これに伴い、共働き世帯の増加、核家族化も進行している。このことから、家族や地域の結びつきがだんだんと希薄になる中、子育ての協力者や仲間を得ることも難しくなり、家庭における子育てへの負担や不安は増大している。親の悩みや不安は子どもの成長にさまざまな影響を及ぼすことが懸念され、子どもの健やかな成長のためには、保育サービスの向上だけでなく総合的な子育て支援策の充実が課題となっている。

そこで、本市では、保育所をはじめとする様々な子育て支援施策を充実させてきており、特に本市保育所においては、乳児保育、障害児保育、延長保育、一時保育、病後児保育などを実施し、多様な保育ニーズに対応した子育てしやすい環境づくりを目指している。また、平成17年度から平成22年度までに計4園の公立保育所が民営化され、現在では公立が7箇所、私立が13箇所となっている。

しかし、残された公立保育所は、建築年が昭和43年から47年と古く、調理室設

備の老朽化と増加する一方の保育需要により、自園調理では対応が困難な状況となっている。

#### 5. 構造改革特別区域計画の意義

近年の急速な都市化、女性の社会進出や就労環境の多様化に伴い、子育て世帯を取り巻く環境は複雑化しており、家庭における養育機能の低下とともに、保育需要も増加・多様化する一方である。

保育所においても、より一層きめ細やかな保育サービスに対する取り組みが必要となっており、これらの需要に応えていくためには、保育所運営を効率化するとともに、親の子育ての負担を軽減するための施策を図る必要がある。

そのため、本特例措置を活用し、公立保育所における給食の外部搬入の実施により、衛生面や安全面、食育等に十分配慮しながら、調理員の人件費の節減、給食材料の一元購入など、経費面での合理的な節減が図られ、その財源を保育サービスの向上はもとより、子どもの健やかな成長のための施策の充実に活用することが可能となる。

また、本市が定めた食育指導計画に基づき、農園における野菜づくりなど、きめ細かい食を通じた育成プログラムを実施することで、児童に対し、生涯を通じた食への関心と正しい食習慣を身につけさせることができるとともに、地元産の農産物の利用により、地産地消の推進、地域の活性化に寄与することが可能となる。

#### 6. 構造改革特別区域計画の目標

- ① 給食の外部搬入方式の実施により、公立保育所運営の更なる効率化を進め、多様化する保育への保護者のニーズに対応し、保育サービスの拡充を図る。
- ② 献立の評価検討を十分行うことにより、安全・安心で年齢や発達段階に応じたきめ細やかな給食を提供する。また、食物アレルギーを持つ児童に対しても、献立作成段階で十分検討した上で代替食を用意することとし、柔軟に対応する。
- ③ 管理栄養士の配属のもと、専門的な調理指導や安全で質の高い保育所給食を確保する。
- ④ 食育計画に基づき、季節に応じた野菜づくりを体験させるなど、乳幼児期から身近な食材に慣れ親しむことにより、食への関心と正しい食習慣を身につけさせ、児童の健やかな成長に努める。それとともに、地産地消の推進により、地域の活性化を図る。

#### 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 給食の外部搬入方式の実施により、保育所施設の維持管理費や適切な調理員の配置等による人件費など経費の節減が図られ、保育所の効率的な運営が図れる。
- ② 衛生面や安全面で設備の整った大型調理施設で調理することで、食材の一元購入による経費節減を図ることができ、その財源を保育サービスの向上や子育て支

援策の充実に活用できる。

- ③ 地元の農産物を食材として購入することにより、地域の農業振興に寄与できる。
- ④ 保育所において、食育計画に基づき園庭や農園での野菜づくり、手作りおやつ  
の取り組みなどを進めることで、乳幼児が身近な食材を通じて食に関心を持つと  
ともにきちんとした食事のマナーを身に付け、食を通して情緒の安定や感性を育  
むことができる。

## 8. 特定事業の名称

### 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

## 9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### ・子育て支援施策の充実

給食の外部搬入を実施することで、保育所施設の維持管理費や調理員の適切な配置による経費等の節減を図り、これを財源として乳児保育、障害児保育や延長保育など個々の家庭のニーズに柔軟に対応できる保育サービスの拡充や、子育てをするすべての家庭が身近なところでいつでも必要なサービスや支援が受けられる地域子育て支援拠点事業や子育てサロンなど、多様かつ総合的な子育て支援事業を図る。

### ・食育の推進

乳幼児期から望ましい食習慣を身に付けることや野菜づくりの作業を通じ、食に対する興味や関心を持ち、食を通して感動する心を育てるなど、食育に関する取り組みを推進する。

### ・地産地消の推進

安全で安心な地元農産物を購入することにより、乳幼児に安全な給食を提供するとともに、地域産業の活性化に寄与する。

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

泉佐野市立佐野台保育所	泉佐野市佐野台 98
泉佐野市立わかば保育所	泉佐野市鶴原 1946
泉佐野市立泉佐野保育所	泉佐野市湊 1-1-12
泉佐野市立羽倉崎保育所	泉佐野市東羽倉崎町 5-2
泉佐野市立長南保育所	泉佐野市長滝 878
泉佐野市立みどり保育所	泉佐野市日根野 1620

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

公立保育所の給食について、(協)泉佐野給食センターで調理して搬入する外部搬入方式を実施する。各保育所には調理員を配置し、衛生管理に十分配慮した配膳を行うとともに、年齢に応じた給食提供(離乳食等)、食物アレルギー児に対応した代替食の提供、体調不良児への柔軟な対応を行う。園児用の食器等は消毒し、洗浄保管する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について(平成20年4月1日付雇児発第0401002号)」における留意事項を遵守する。

各保育所の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりである。なお、各保育所とも加熱設備としてガステーブル、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫、配膳に必要な配膳車が備え付けてあり、再加熱、冷蔵・冷凍、配膳は可能である。各保育所に調理員を1名ないし2名を配置するとともに、体調不良児については、給食の量や食材の大きさ、柔らかさなどを調整し、保育所の調理室で乳幼児の体調に合わせた給食を調理し提供する。

(公立保育所調理室の状況)

	調理室面積	加熱設備	保存設備		その他	
		ガステーブル	冷凍・冷蔵庫	冷凍庫	配膳車	食器乾燥機
佐野台保育所	35.91 m <sup>2</sup>	6口	1台	1台	6台	8台
わかば保育所	31.16 m <sup>2</sup>	2口	1台	1台	5台	5台
泉佐野保育所	29.70 m <sup>2</sup>	2口	2台	1台	5台	5台

羽倉崎保育所	17.63 m <sup>2</sup>	2口	1台	1台	4台	3台
長南保育所	33.00 m <sup>2</sup>	5口	2台	1台	6台	6台
みどり保育所	22.00 m <sup>2</sup>	3口	1台	1台	3台	4台

(2) 外部搬入による給食は、0歳児から実施することとし、年齢等に応じて味付けや大きさ、固さ、量などを変えて提供する。離乳食については、保育所の調理室で調理し提供する。給食の内容は独自の献立とし、給食の外部搬入については、(協)泉佐野給食センターと委託契約を締結する。

(3) 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日付社施第38号)」において準拠されている「病院、診療所等の調理業務の委託について(平成5年2月15日指第14号)」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日付児発第86号)」を遵守する。

給食の搬入については、加熱調理後、専用のコンテナに入れ、専用の給食運搬車で配送する。搬入された給食は、保育所調理室で調理員により配膳し提供する。なお、再加熱が必要な場合は再加熱を行い配膳する。また、検食については、(協)泉佐野給食センターで配送前に行うとともに、保育所においても提供前に検食を行う。

#### 【給食の配送計画】

(平日・土曜日)

1号車 (佐野台保育所)

9:30 (協)泉佐野給食センター

↓

9:45 佐野台保育所 (給食開始11:00)

2号車 (わかば保育所)

9:30 (協)泉佐野給食センター

↓

9:45 わかば保育所 (給食開始11:00)

3号車 (泉佐野保育所)

9:30 (協)泉佐野給食センター

↓

9:45 泉佐野保育所 (給食開始11:00)

4号車 (羽倉崎保育所)

9:30 (協)泉佐野給食センター

↓

9:50 羽倉崎保育所 (給食開始11:00)

5号車 (長南保育所)

9:30 (協)泉佐野給食センター

↓

9:50 長南保育所 (給食開始 11:00)

6号車 (みどり保育所)

9:30 (協)泉佐野給食センター

↓

10:15 みどり保育所 (給食開始 11:00)

#### 【(協)泉佐野給食センターの概要】

名称：(協)泉佐野給食センター (泉佐野給食事業協同組合)

設立年月：昭和37年1月

構造：鉄骨造2階 (一部平屋) 建

建築面積：2318.00㎡ (調理部分1437.88㎡)

職員：59人

事務 5人

栄養士 5人

調理員 35人

運転手 14人

調理能力：10,000食

調理器具：自動洗米送米機、配米配水機、連続自動炊飯機、炊飯機反転機、連続自動揚物機、連続自動焼物機、連続自動かくはん機、大型脱水機、野菜スライサー、食器自動洗浄機、コンテナ自動洗浄機、食器格納保管庫、食器消毒庫、大型冷蔵庫、大型冷凍庫、材料保存庫など

- (4) 給食の内容については、毎月1回、各保育所の調理員、市の管理栄養士及び保育係長と(協)泉佐野給食センターの調理責任者と栄養士からなる給食献立作成会議を開催し、前月分の献立の検証と次月の献立作成を行う体制とする。また、献立については、本市栄養士の指導を受けながら児童の発育・発達過程に応じた必要栄養素量を確保する。さらに、1月ごとの献立表を保護者に配布し、献立の周知とともに献立に対する保護者の要望等の把握に努める。アレルギー児の対応については、対象となる児童の保護者により1月分のすべての献立の確認を行い、提供可能な食材等により提供する。